

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和5年8月31日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2300006号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2300001号

第1 結論

請求者のA社における平成21年1月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年1月から同年8月までの標準報酬月額については、11万8,000円から15万円とする。

平成21年1月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年1月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年8月1日から平成21年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低く記録されている。給料支払明細書等を提出するので、調査の上、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成21年1月1日から同年9月1日までの期間について、請求者が保管する給料支払明細書(以下「明細書」という。)によると、標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額、及び事業主が給与から控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記

録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、平成 21 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 21 年 1 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 21 年 1 月から同年 8 月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間のうち、平成 20 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、明細書によると、給与から控除されていることが推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額より低額であり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間のうち、平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 1 月 1 日までの期間について、明細書によると、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できるものの、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。